

石油石炭税の税率改定に伴うガス料金の改定について

当社は「地球温暖化対策のための税における石油石炭税」(以下「石油石炭税」)の税率改定に伴い、本年9月検針分より適用する、一般ガス供給約款及び選択約款の変更を、九州経済産業局長へ届出致しました。

「石油石炭税」は、石油・石炭・天然ガス・LPガス等のエネルギー利用に対し、環境負荷(CO2排出量)に応じて広く公平に負担していただくもので、2012年10月1日より、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が適用され、2014年4月1日、2016年4月1日と3段階に分けて税率が改定されています。今回の料金改定は、この特例を受けて反映させるもので、本年8月1日より、2016年4月1日の税率改定相当額分を基準単位数料金に加算させていただくものです。(消費税込みで約0.22円/m³の改定となります。)

これにより、標準的なご家庭における1カ月あたりの影響額は、約5円(消費税込み)となります。

今後も、安全と安心の確保及びサービスの向上に取り組んで参りますので、何卒宜しく願い申し上げます。

○一般ガス供給約款料金(金額は消費税込み)

表区分	1ヶ月のガス 使用量	基本料金(円)	基準単位数料金 (円/m ³)	改定後の基準単位数 料金(円/m ³)
A表	0m ³ ~24m ³	743.04	224.85	225.07
B表	24m ³ 超	1,581.55	189.91	190.13

○選択約款料金

選択約款につきましても、一般ガス供給約款と同様に、「石油石炭税」の税率変更を基準単位数料金に反映させていただきます。

○簡易ガス団地及びLPガス料金

2012年10月1日、2014年4月1日、2016年4月1日の3回の税率改定分を、本年9月検針分より反映させていただきます。(消費税込みで約1.72円/m³の改定となります。)
これにより、標準的なご家庭における1ヶ月あたりの影響額は約15円(消費税込み)となります。

○実際の料金改定の反映時期

8月検針の翌日から改定になりますので、9月検針分から今回の料金改定が反映されます。

また、2016年9月検針分ガス料金に適用される調整単位数料金は、原料費調整制度により、2016年4月からの6月の平均原料価格に基づき算定し、「ガスご使用量のお知らせ」や、当社ホームページでお知らせします。